

第147期

定時株主総会招集ご通知

日 時

2019年6月26日(水曜日)
午前10時

場 所

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

目 次

■ 第147期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	30
監査報告書	38
■ 株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	42
第2号議案 取締役7名選任の件	43
第3号議案 監査役2名選任の件	51
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	53
第5号議案 取締役賞与支給の件	55

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目6番32号

ダイビル株式会社
代表取締役
社長執行役員 園部俊行

第147期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、後述のご案内に従って、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第147期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第147期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役賞与支給の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2019年6月25日（火曜日）午後5時までにご行使下さい。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.daibiru.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月25日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。
 - ② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120(782)031 (受付時間 午前9時～午後5時 土曜日・日曜日・休日を除く)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、通商問題などを巡り先行きの不透明感が高まったものの、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資の増加や個人消費の持ち直しの動きが続くなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

オフィスビル業界におきましては、底堅い需要に支えられ、東京・大阪各ビジネス地区の空室率は引き続き低水準で推移し、賃料水準も緩やかな上昇傾向が継続するなど、堅調な状況が続きました。

こうした状況の下で、当社グループは積極的な営業活動を展開する一方、競合ビルとの差別化を目指し、ビル管理品質向上活動を推進するなど「ダイビルならではの」テナントサービスに努めました結果、高水準の入居状況を確保することができました。

昨年4月に策定いたしました中期経営計画「“Design 100”プロジェクト Phase-II (2018～2022年度)」では、5つの重点施策として、「都心大型ビルの取得」、「投資対象の拡充」、「海外事業の推進」、「既存アセットの競争力維持・強化」および「ビル管理事業の強化・拡大」を掲げ、5年計画の初年度として着実に成果を上げてきております。

昨年8月には、重点施策の一つである「海外事業の推進」として、ベトナムに続く第2の海外投資先として物件取得の機会を探っていた豪州において、シドニー中心地区に位置するオフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」の取得に関する契約を、同国ゼネコン大手であるJohn Holland Groupと締結いたしました。本プロジェクト（地上15階、地下3階、貸床面積約7,200㎡）は2020年央の竣工を予定しております。また、「既存アセットの競争力維持・強化」として、本年2月には、「芝ダイビル」のリニューアル工事が計画通り完工いたしました。

「投資対象の拡充」の一環として開発中の秋葉原駅至近の商業ビル「(仮称) 秋葉原プロジェクト」(東京都千代田区、地上11階、地下2階、延床面積約5,000㎡)は、本年秋のグランドオープンに向けて建設工事が順調に進捗しており、テナントの決定も着実に進んでおります。

事業別の業績は次のとおりであります。

①土地建物賃貸事業

一部の既存ビルの減収等により、営業収益は30,917百万円と229百万円（前期比0.7%）の減収となりました。また、建替え予定のビルの耐用年数の変更に伴い減価償却費が増加したこと等により、営業費用は増加いたしました。

②ビル管理事業

新規受託物件の受注等により、営業収益は9,186百万円と341百万円（前期比3.9%）の増収となりました。

③その他

テナント入居に伴う工事管理料および工事請負高が増加したこと等により、営業収益は534百万円と125百万円（前期比30.7%）の増収となりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、営業収益は40,637百万円と237百万円（前期比0.6%）の増収、営業利益は10,329百万円と725百万円（前期比6.6%）の減益となりました。

営業外損益では、金融収支の改善と為替差損の減少がありました。一方、持分法による投資利益の減少もあり、経常利益は9,953百万円と687百万円（前期比6.5%）の減益となりました。

特別損益につきましては、当期は特別利益として投資有価証券売却益297百万円、特別損失として建替関連損失、固定資産除却損等計150百万円を計上いたしました。一方、前期は特別損失として固定資産除却損41百万円を計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は6,993百万円と266百万円（前期比3.7%）の減益となりました。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、緩やかな回復が続くことが期待される一方、海外における政治・経済に関する不確実性などによる世界経済の減速懸念や、消費税率引き上げの影響など、先行き不透明な状況が予想されます。

オフィスビル業界におきましては、堅調な状況が続くものの、東京都心部における大型ビルの供給の継続による影響などが懸念されます。

こうした状況の下、当社グループは、前述の中期経営計画「“Design 100”プロジェクト Phase-II」の5つの重点施策を着実に推し進め、業容の拡大に努めてまいります。

なにとぞ株主各位におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 建設中の建物

名 称	所在地	構 造	延床面積	工 期
(仮称) 秋葉原プロジェクト	東 京 都 千代田区	鉄骨造、鉄筋コンクリート造 地上11階 地下2階	約5,000㎡	2017年11月～ 2019年7月

(2) 当期中に投資したプロジェクト

名 称	所在地	構 造	貸床面積	工 期
275 George Street	豪 州 シドニー	鉄筋コンクリート造 地上15階 地下3階	約7,200㎡	2019年6月～ 2020年央（予定）

当期は、「(仮称)秋葉原プロジェクト」の建設工事、「275 George Street」への投資および既存ビルのリニューアル工事等合計16,219百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期は、設備資金および長期借入金返済資金に充当するため、長期借入金により100億円を資金調達し、2018年10月25日に第17回無担保社債100億円を発行いたしました。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
営 業 収 益		百万円 37,344	百万円 39,451	百万円 40,400	百万円 40,637
経 常 利 益		百万円 7,985	百万円 9,688	百万円 10,640	百万円 9,953
親会社株主に帰属する 当期純利益		百万円 5,276	百万円 6,160	百万円 7,260	百万円 6,993
1株当たり 当期純利益		45円24銭	52円82銭	62円25銭	59円96銭
総 資 産		百万円 351,810	百万円 351,645	百万円 351,291	百万円 364,754
純 資 産		百万円 144,286	百万円 150,993	百万円 157,673	百万円 155,728

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。
 3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期より適用し、2018年3月期の関連する主要な経営指標について当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第144期 (2016年3月期)	第145期 (2017年3月期)	第146期 (2018年3月期)	第147期 (2019年3月期)
営 業 収 益		百万円 26,580	百万円 28,319	百万円 28,848	百万円 28,561
経 常 利 益		百万円 7,666	百万円 9,251	百万円 9,551	百万円 9,554
当 期 純 利 益		百万円 5,363	百万円 6,075	百万円 6,712	百万円 6,885
1株当たり 当期純利益		45円99銭	52円09銭	57円55銭	59円04銭
総 資 産		百万円 343,055	百万円 343,420	百万円 342,690	百万円 356,763
純 資 産		百万円 139,334	百万円 146,453	百万円 152,861	百万円 151,446

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した期中平均発行済株式数）により算出しております。
 3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期より適用し、第146期（2018年3月期）の関連する主要な経営指標について当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は株式会社商船三井であり、当社の株式59,527千株（持株比率51.04%（自己株式数を控除して算出））を所有しております。当社と同社との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率
商 船 三 井 興 産 株 式 会 社	300百万円	51.0%
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	17百万円	51.0% (49.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20百万円	—% (100.0%)
興 産 管 理 サ ー ビ ス ・ 西 日 本 株 式 会 社	14百万円	—% (100.0%)
株 式 会 社 丹 新 ビ ル サ ー ビ ス	20百万円	—% (100.0%)
西 日 本 綜 合 設 備 株 式 会 社	10百万円	—% (100.0%)
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	124,203百万 ベトナムドン	—% (100.0%)
D a i b i r u C S B C o . , L t d .	349,000百万 ベトナムドン	—% (99.0%)
Daibiru Holdings Australia Pty Ltd	140百万豪ドル	100.0%

- (注) 1. 当社の出資比率欄の（ ）内は、子会社の所有する出資比率を外数で表示しております。
 2. 国内の子会社6社の主要な事業内容は、いずれもビル管理事業であります。
 3. Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.はサイゴン・タワー（ベトナム ホーチミン市）を、Daibiru CSB Co., Ltd.はコーナーストーン・ビルディング（ベトナム ハノイ市）を、それぞれ所有・賃貸しております。
 4. Daibiru Holdings Australia Pty Ltd（2018年6月11日設立）はユニット・トラストMargaret George Investment Trustを通じて、シドニー中心地区に位置するオフィスビル開発プロジェクト「275 George Street」に投資しております。

7. 主要な事業内容

主要な事業	内 容	2019年3月期	
		営業収益	構 成 比
		百万円	%
土地建物賃貸事業	オフィスビル、ホテル、マンション等の賃貸	30,917	76.1
ビル管理事業	オフィスビル等の総合管理業務	9,186	22.6
その他	建築、設備の設計監理・請負工事・工事管理他	534	1.3
合 計		40,637	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. 主要な営業所

会 社 名	名 称	所 在 地
ダイビル株式会社	本社	大阪市北区
	大阪営業部	大阪市北区
	東京営業部	東京都千代田区
	ベトナム駐在員事務所 ホーチミンオフィス	ベトナム ホーチミン市
	ハノイオフィス	ベトナム ハノイ市
商船三井興産株式会社	本社	東京都中央区
ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社	本社	大阪市北区
興産管理サービス株式会社	本社	東京都中央区
興産管理サービス・西日本株式会社	本社	大阪市北区
株式会社丹新ビルサービス	本社	京都府福知山市
西日本総合設備株式会社	本社	神戸市灘区
Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン市
Daibiru CSB Co., Ltd.	本社	ベトナム ハノイ市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比
2,464名	-1名

(注) 従業員数は就業人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
70名	+5名	39歳4カ月	10年5カ月

(注) 従業員数は就業人数で他社への出向者19名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	当期末借入残高
シンジケートローン	47,000 百万円
株式会社日本政策投資銀行	10,800
日本生命保険相互会社	2,457
明治安田生命保険相互会社	1,280

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とするものであります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,626,636株(自己株式224,413株を除く。)
3. 株 主 数 3,678名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 商 船 三 井	59,527千株	51.04%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,802	4.97
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,000	4.28
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	3,072	2.63
関 西 電 力 株 式 会 社	2,953	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,137	0.97
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT	1,100	0.94
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN STANDARD SICAV I CLIENT ASSETS	1,080	0.92
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2	1,031	0.88
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 4	1,014	0.86

- (注) 1. 株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	代表取締役 会長	管理部門管掌、IR担当、人事部担当 建設・技術統括部担当 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	取締役 専務執行役員	
矢田 豪男	取締役 常務執行役員	
高松 明	取締役	
大井 篤	取締役	
西口 美廣	常勤監査役	
堀口 英夫	常勤監査役	
田中 宏	監査役	
森本 宏	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち高松 明および大井 篤の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち田中 宏および森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 高松 明および大井 篤ならびに監査役 田中 宏および森本 宏の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「3. 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 5. 2018年6月27日開催の第146期定時株主総会において、大井 篤氏は取締役、堀口英夫および小西幹男の両氏は監査役にそれぞれ新たに選任され、就任いたしました。
 6. 常勤監査役 西口美廣および堀口英夫の両氏は、長年にわたる財務・経理部門の実務経験を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 2018年6月27日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって、監査役 戸塚正次氏は辞任により退任いたしました。
 8. 監査役 小西幹男氏が2018年11月1日に逝去されたことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、同日付で補欠監査役の森本 宏氏が監査役に就任いたしました。
 9. 2019年4月1日付の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の異動後の状況は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
山本 竹彦	取締役 会長	財務・経理部管掌、総務部、人事部、内部監査室担当 建設・技術統括部管掌、システム室担当、 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長
園部 俊行	代表取締役 社長執行役員	
成田 純一	代表取締役 専務執行役員	
矢田 豪男	取締役 専務執行役員	

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
田中 健輔	常務執行役員	営業企画部、大阪営業部管掌、東京営業部、不動産開発室担当、特命事項(八重洲ダイビル建替え、ブランド戦略)担当
太田 威彦	常務執行役員	経営企画部、海外事業部担当、IR担当
林 洋一	執行役員	財務・経理部担当、総務部担当役員補佐
山田 一彦	執行役員	営業企画部、大阪営業部担当
對中 秀樹	執行役員	建設・技術統括部担当、特命事項(御堂筋ダイビル建替え)担当、建設・技術統括部長委嘱
峰松 英俊	グループ執行役員	商船三井興産株式会社 代表取締役社長執行役員

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	8名(うち社外3名)	234百万円(うち社外16百万円)
監査役	7名(うち社外4名)	63百万円(うち社外16百万円)
合計	15名(うち社外7名)	298百万円(うち社外33百万円)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人員および報酬等の額には、2018年6月27日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役、監査役各2名および2018年11月1日に退任した監査役1名を含んでおります。
3. 報酬等の額には、第147期定時株主総会において決議予定の取締役賞与金を含んでおります。
4. 当社は、2015年6月25日開催の第143期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止したことに伴い、同総会の決議に基づき重任した取締役4名および在任中の監査役2名に対し、それぞれの就任時から同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任時に打切り支給することといたしました。その金額は、取締役分は総額160百万円の範囲内、監査役分は総額17百万円の範囲内です。これに基づき上記報酬等の額のほか、2018年6月27日開催の第146期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対し、上記金額の範囲内で退職慰労金を支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	高松 明	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役 株式会社中広 社外取締役
取締役	大井 篤	公益財団法人日本デザイン振興会 理事長
監査役	田中 宏	きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	小西 幹男	公認会計士 共英製鋼株式会社 社外監査役

区分	氏名	重要な兼職の状況
監査役	森本 宏	弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 北浜法律事務所 グループCEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 株式会社干趣会 社外監査役

- (注) 1. 当社と株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ、株式会社中広、公益財団法人日本デザイン振興会、きっかわ法律事務所、小泉産業株式会社、共英製鋼株式会社、弁護士法人北浜法律事務所、北浜法律事務所グループ、日本金銭機械株式会社および株式会社干趣会との間には、それぞれ特別な関係はありません。
2. 監査役 田中 宏氏は、小泉産業株式会社の社外監査役を2018年6月27日付で退任し、同日付で同社の社外取締役(監査等委員)に就任いたしました。
3. 監査役 小西幹男氏は、2018年11月1日に逝去により退任いたしました。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
取締役	高松 明	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、経済と金融に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大井 篤	就任後開催の取締役会8回のうち7回に出席し、当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、行政と会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識に基づき、議案審議等の適正確保に必要な発言を適宜行っております。
監査役	田中 宏	当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	小西 幹男	就任から退任までに開催の取締役会4回のうち3回に出席し、また、就任から退任までに開催の監査役会4回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	森本 宏	就任後開催の取締役会4回の全てに出席し、また、就任後開催の監査役会4回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 高松 明および大井 篤ならびに監査役 田中 宏および森本 宏の4氏との間において、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。また、監査役 小西幹男氏との間において、その退任まで当該契約を締結しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
5. 当社の重要な子会社のうち、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、Daibiru CSB Co., Ltd.およびDaibiru Holdings Australia Pty Ltdは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。
- (2) 上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性および信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任もしくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行および執行役員、使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「法令および規則を遵守し、社会の一員として、社会規範、企業倫理に照らして品位ある行動をすること」を「グループ行動規準」に掲げ、また、取締役、執行役員、使用人の行動規範を「コンプライアンス規程」に定め、これらの遵守を図る。
- (2) コンプライアンスの基本方針の策定・実施、ならびにコンプライアンス違反の再発防止策および是正措置に関する審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する報告・相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備・運用する。
- (4) 取締役会は、「取締役会規程」により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (5) 取締役会は「経営会議」を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (6) 取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」により定める監査の方針に従い取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (7) 内部監査部門として、他の部室から独立した「内部監査室」を設置する。

2. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「文書規程」および「電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、以下のリスク管理を行う。

- (1) 「経営会議」はリスク管理の統括組織として、リスク管理の体制の整備、方針および施策の策定ならびにこれらのモニタリングを行う。

- (2) 「経営会議」の事務局は個別リスクを所管する部室ならびに子会社のリスク管理状況を把握し、「経営会議」に報告する。
- (3) 個別リスクを所管する部室ならびに子会社は、それぞれが担当する業務に関するリスクの管理を行う。
- (4) リスクが顕在化し、不測の事態が発生した場合または発生が予測される場合、当該リスクを所管する部室または子会社为中心となり、損害・影響等を最小限にとどめるとともに、原因を究明し、再発の防止に向けた体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として「経営会議」においてあらかじめ審議する。また、取締役、監査役および執行役員が出席する「経営ビジョン会議」を開催し、当社の中長期的な戦略につき議論する。
- (2) 社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成される「経営会議」は、原則として、毎月3回開催する。また、「経営会議」の下部組織として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会で選任される執行役員は、「組織規程」に定める「業務分掌」「職務権限」ならびに「執行役員規程」に基づき、業務執行を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 「内部監査室」は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。被評価部室は、是正または改善の必要がある場合には、その対策を講じる。

6. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの経営理念として「グループメッセージ」を掲げ、子会社と共有するとともに、全ての子会社に適用する「グループ行動規準」を定め、これらを基礎として子会社で諸規程を定める。加えて、グループ経営およびグループのリスク管理を議論する「ダイビルグループ会議」を開催する。
- (2) 子会社の経営管理について、管理担当部室を定め、同部室長は「グループ会社管理規程」に基

づき、子会社の重要経営事項について、報告を求める。

- (3) 子会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の「コンプライアンス規程」に則り各子会社で定めた諸規程に従い、コンプライアンス事案について当社へ報告する。また、「グループコンプライアンス連絡会」を定期的で開催し、グループとしてコンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じ子会社の内部監査を行う。
- (5) 当社の親会社が定めるグループ企業理念に則った適正な業務を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、「内部監査室」所属の使用人に監査役監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 前項の指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、執行役員およびその他の使用人等の指揮を受けない。
- (3) 監査役が、その職務を補助すべき使用人を設置することを求めた場合には、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- (4) 監査役の職務を補助すべき専属の使用人を設置した場合は、同使用人の任命および異動は監査役の同意を必要とし、人事評価については監査役の意見を十分に尊重する。

8. 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会には監査役全員が、「経営会議」他重要な会議には常勤監査役がそれぞれ出席するとともに、取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに、子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (4) 「内部監査室」は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- (5) 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人他が当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で必要な費用については、予め会社に請求でき、緊急または臨時に支出した費用については事後会社に償還を請求できる。会社は監査役の請求に基づき、必要と認めた費用を負担する。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取り組み

- (1) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する報告、相談のための社内窓口および会社から独立した外部窓口を整備し、通報者の保護を図りつつ問題の早期発見と改善に努め、その運用・通報状況について適切に取締役会に報告いたしました。
- (2) 内部監査室は、内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果を経営会議に報告いたしました。また、内部監査の指摘事項については改善を確認して、経営会議に報告いたしました。
- (3) 役職員向けにeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの徹底を図りました。

2. 損失の危険の管理に関する取り組み

- (1) リスク管理規程に基づき、各部室ならびに子会社のリスク管理状況を経営会議に報告いたしました。
- (2) リスクを含む事案については、起案部室、関係部室および審査担当部室において十分に検討のうえ意思決定機関に付議し、意思決定機関においても適切に当該リスクの把握、分析および評価を実施するとともに、管理体制のモニタリングを行いました。
- (3) 自然災害、事故、火災、その他の人災等に関するリスクについては、安全・危機対策委員会を開催し、管理体制の充実ならびに徹底を図りました。

3. 取締役の職務執行および執行役員の業務執行の適正性ならびに効率性の確保に関する取り組み

- (1) 取締役会を10回開催し、法令または定款に定められた事項ならびに重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 取締役、監査役および執行役員が出席する経営ビジョン会議を3回開催し、当社の中長期的な戦略について議論いたしました。
- (3) 経営会議を32回開催し、取締役会付議事項をあらかじめ審議するとともに、その他の業務執行に関する事項を決裁し、執行役員が執行役員規程および組織規程に基づき執行するなど、効率性の確保を図りました。

4. 企業集団における業務の適正の確保に関する取り組み

- (1) グループ会社管理規程に基づき、子会社の重要な事項について報告を受けるとともに、必要に応じて管理担当部室が監督・指導を行いました。
- (2) 当社取締役が子会社取締役を兼務して、子会社の重要な会議に出席いたしました。
- (3) ダイビルグループ会議を2回開催し、グループ経営に関して議論いたしました。
- (4) グループコンプライアンス連絡会を2回開催し、コンプライアンス事案を共有するとともに、コンプライアンスの徹底を図りました。

5. 監査役への報告および監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

- (1) 監査役会を11回開催し、監査に関する重要な事項の決議、報告、協議を行いました。
- (2) 監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握するとともに、会計監査人、取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けました。
- (3) 監査役は子会社の重要な会議に出席したほか、子会社の取締役、執行役員、使用人から必要な報告、説明を受けるとともに子会社を往査するなどの方法により、子会社の業務の執行状況の把握に努めました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	17,958	流 動 負 債	21,083
現金及び預金	15,765	1年内返済予定の長期借入金	3,680
営業未収金	1,079	1年内償還予定の社債	10,000
たな卸資産	52	未払法人税等	2,021
その他	1,072	未払消費税等	470
貸倒引当金	△ 11	役員賞与引当金	63
		その他	4,847
固 定 資 産	346,796	固 定 負 債	187,942
有 形 固 定 資 産	306,809	社債	80,000
建物及び構築物	103,558	長期借入金	59,732
土地	159,559	受入敷金保証金	24,802
信託土地	31,231	繰延税金負債	8,103
建設仮勘定	12,118	再評価に係る繰延税金負債	13,439
その他	340	役員退職慰労引当金	66
無 形 固 定 資 産	13,522	退職給付に係る負債	799
のれん	1,698	環境対策引当金	620
その他	11,823	その他	379
投資その他の資産	26,464	負 債 合 計	209,025
投資有価証券	24,124	純 資 産 の 部	
長期貸付金	10	株 主 資 本	132,692
退職給付に係る資産	435	資本金	12,227
繰延税金資産	267	資本剰余金	13,852
その他	1,642	利益剰余金	106,759
貸倒引当金	△ 15	自己株式	△ 148
資 産 合 計	364,754	その他の包括利益累計額	21,233
		その他有価証券評価差額金	12,962
		繰延ヘッジ損益	△ 7
		土地再評価差額金	6,779
		為替換算調整勘定	1,498
		非支配株主持分	1,803
		純 資 産 合 計	155,728
		負 債 純 資 産 合 計	364,754

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益		40,637
営業原価		26,310
営業総利益		14,327
販売費及び一般管理費		3,997
営業利益		10,329
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	665	
持分法による投資利益	229	
その他の	55	990
営業外費用		
支払利息	1,199	
為替差損	46	
その他の	121	1,367
経常利益		9,953
特別利益		
投資有価証券売却益	297	297
特別損失		
建替関連損失	65	
固定資産除却損	40	
投資有価証券評価損	21	
投資有価証券売却損	19	
その他の	4	150
税金等調整前当期純利益		10,100
法人税、住民税及び事業税	3,488	
法人税等調整額	△ 478	3,009
当期純利益		7,090
非支配株主に帰属する当期純利益		97
親会社株主に帰属する当期純利益		6,993

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,852	百万円 102,099	百万円 △ 147	百万円 128,032
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 2,332		△ 2,332
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,993		6,993
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	4,660	△ 0	4,660
2019年3月31日残高	12,227	13,852	106,759	△ 148	132,692

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日残高	百万円 13,512	百万円 △ 4	百万円 12,193	百万円 2,233	百万円 27,934	百万円 1,706	百万円 157,673
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 2,332
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,993
自己株式の取得							△ 0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 550	△ 2	△ 5,414	△ 734	△ 6,701	97	△ 6,604
連結会計年度中の変動額合計	△ 550	△ 2	△ 5,414	△ 734	△ 6,701	97	△ 1,944
2019年3月31日残高	12,962	△ 7	6,779	1,498	21,233	1,803	155,728

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

商船三井興産(株)、ダイビル・ファシリティ・マネジメント(株)、興産管理サービス(株)、興産管理サービス・西日本(株)、(株)丹新ビルサービス、西日本総合設備(株)、Jentower Limited、Daibiru Saigon Tower Co., Ltd.、White Lotus Properties Limited、Daibiru CSB Co., Ltd.、Daibiru Holdings Australia Pty Ltd、Margaret George Investment Custodian Pty Ltd、Margaret George Investment Trust
当連結会計年度より、2018年6月に設立したDaibiru Holdings Australia Pty LtdおよびMargaret George Investment Custodian Pty Ltdならびに、Daibiru Holdings Australia Pty Ltdが2018年7月に出资したMargaret George Investment Trustを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 1社

関連会社 M&D SUN PTE. LTD.

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 1社

関連会社 (株)アーバンサービス

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社の決算日は12月31日であり、(株)丹新ビルサービス及び西日本総合設備(株)の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産	個別法
仕掛工事	個別法
商品	先入先出法
原材料及び貯蔵品	先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社では、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末現在の見積額を計上しております。

④ 環境対策引当金 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年～20年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は全額発生時の損益に計上することとしております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2018年4月27日開催の取締役会において、当社が保有する一部のビルの建替の決議をしたことに伴い、当連結会計年度より当該ビルにかかる有形固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業原価が598百万円増加し、営業総利益、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ598百万円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 127,198百万円

3. 土地の再評価

連結計算書類作成会社において、「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 116,851,049株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日定時株主総会	普通株式	1,224	10.50	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月31日取締役会	普通株式	1,107	9.50	2018年9月30日	2018年12月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,224	10.50	2019年3月31日	2019年6月27日

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、土地・建物等の取得、開発及び改修のための設備資金を、主に金融機関等からの長期借入や社債発行等により調達しております。また、短期的な運転資金を金融機関等からの短期借入やコマーシャル・ペーパーの発行等により調達しております。

営業未収入金に係るテナントの信用リスクは、賃貸事業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期的な運転資金の調達を目的とし、長期借入金及び社債は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。一定割合の手元流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しており、一部の資金調達については、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を実施し、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしているほか、一部の外貨建予定取引については、為替予約を実施し、為替変動リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、借入金及び社債の金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び外貨建予定取引の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約であり、内部規程に基づいて行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	15,765	15,765	—
(2) 営業未収入金	1,079		
貸倒引当金	△11		
	1,067	1,067	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	23,786	23,786	—
(4) 社債 (* 2)	(90,000)	(92,113)	2,113
(5) 長期借入金 (* 3)	(63,412)	(64,152)	739
(6) デリバティブ取引 (* 4)	(71)	(71)	—

(* 1) 負債に計上されるものについては、() で表示しております。

(* 2) 1年内償還予定の社債を含めております。

(* 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理によるものはヘッジ対象とされている長期借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は長期借入金及び社債の時価に含めて記載しております。

(注 2) 関連会社株式 (連結貸借対照表計上額29百万円)、非上場株式 (同308百万円)、並びに受入敷金保証金 (同24,802百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 現金及び預金」から「(6) デリバティブ取引」に含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内（東京都、大阪府他）及び海外（ベトナム及び豪州）において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
315,388	528,418

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主要な物件は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- (2) 海外の不動産については、主に現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,319円81銭
- 1株当たり当期純利益 59円96銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常の解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	13,574	流動負債	19,222
現金及び預金	12,702	1年内返済予定の長期借入金	3,680
営業未収金	154	1年内償還予定の社債	10,000
たな卸資産	0	未払金	699
前払費用	36	未払費用	665
短期貸付金	675	未払法人税等	1,808
その他の他	6	未払消費税	371
貸倒引当金	△2	前受り金	1,894
固定資産	343,189	預り金	38
有形固定資産	293,805	役員賞与引当金	63
建物	99,678	固定負債	186,095
構築物	910	社債	80,000
機械及び装置	138	長期借入金	60,962
車両運搬具	4	受入金保証金	24,242
工具、器具及び備品	155	繰延税金負債	6,102
土地	159,478	再評価に係る繰延税金負債	13,439
信託土地	31,231	退職給付引当金	481
建設仮勘定	2,208	環境対策引当金	620
無形固定資産	31	その他	247
投資その他の資産	49,352	負債合計	205,317
投資有価証券	24,090	純資産の部	
関係会社株式	23,601	株主資本	131,713
長期貸付金	10	資本金	12,227
長期前払費用	879	資本剰余金	13,852
前払年金費用	398	資本準備金	13,850
敷金及び保証金	274	その他資本剰余金	2
その他の他	112	利益剰余金	105,780
貸倒引当金	△14	利益準備金	1,876
資産合計	356,763	その他利益剰余金	103,904
		特別償却準備金	1,819
		圧縮積立金	935
		別途積立金	92,187
		繰越利益剰余金	8,961
		自己株式	△148
		評価・換算差額等	19,733
		その他有価証券評価差額金	12,961
		繰延ヘッジ損益	△7
		土地再評価差額金	6,779
		純資産合計	151,446
		負債純資産合計	356,763

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営 業 収 益		28,561
営 業 原 価		17,340
営 業 総 利 益		11,220
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,087
営 業 利 益		9,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	1,661	
そ の 他	60	1,733
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	278	
社 債 利 息	924	
そ の 他	108	1,311
経 常 利 益		9,554
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	297	297
特 別 損 失		
建 替 関 連 損 失	65	
固 定 資 産 除 却 損	40	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	21	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	19	146
税 引 前 当 期 純 利 益		9,705
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,063	
法 人 税 等 調 整 額	△ 242	2,820
当 期 純 利 益		6,885

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
	資 本 金	資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2018年4月1日残高	百万円 12,227	百万円 13,850	百万円 2	百万円 13,852
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0
2019年3月31日残高	12,227	13,850	2	13,852

	株 主 資 本							
	利 益		剰 余 金			自 己 式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金						利 益 剰 余 金 合 計
	特別償却 準備金	圧 縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計			
2018年4月1日残高	百万円 1,876	百万円 1,883	百万円 935	百万円 87,187	百万円 9,344	百万円 101,227	百万円 △ 147	百万円 127,160
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△ 2,332	△ 2,332		△ 2,332
当期純利益					6,885	6,885		6,885
自己株式の取得							△ 0	△ 0
自己株式の処分							0	0
特別償却準備金の積立		313			△ 313	—		—
特別償却準備金の取崩		△ 378			378	—		—
別途積立金の積立				5,000	△ 5,000	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	△ 64	—	5,000	△ 382	4,552	△ 0	4,552
2019年3月31日残高	1,876	1,819	935	92,187	8,961	105,780	△ 148	131,713

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日残高	百万円 13,512	百万円 △ 4	百万円 12,193	百万円 25,701	百万円 152,861
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 2,332
当期純利益					6,885
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					0
特別償却準備金の積立					—
特別償却準備金の取崩					—
別途積立金の積立					—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△ 550	△ 2	△ 5,414	△ 5,967	△ 5,967
事業年度中の変動額合計	△ 550	△ 2	△ 5,414	△ 5,967	△ 1,415
2019年3月31日残高	12,961	△ 7	6,779	19,733	151,446

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品 先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…外貨建借入金、借入金及び社債、外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等の比率を基礎として判定しております。ただし、振当処理の要件を満たす通貨スワップ及び特例処理の要件を満たす金利スワップについては、決算期末日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2018年4月27日開催の取締役会において、当社が保有する一部のビルの建替の決議をしたことに伴い、当事業年度より当該ビルにかかる有形固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業原価が598百万円増加し、営業総利益、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ598百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 建物の取得価額からは、地方公共団体より交付された補助金による圧縮記帳額384百万円が控除されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 124,986百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	690百万円	長期金銭債権	1百万円
短期金銭債務	219百万円	長期金銭債務	3,009百万円

(4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る差額金を固定負債及び純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号及び第5号に定める算定方法によっております。

・再評価を行った年月日 2002年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 営業収益のうちには関係会社との取引高2,579百万円を含んでおります。
- (2) 営業原価及び一般管理費のうちには関係会社との取引高2,309百万円を含んでおります。
- (3) 営業取引以外の関係会社との取引高は396百万円であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 224,413株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費償却限度超過額	509百万円
環境対策引当金	189百万円
退職給付引当金	147百万円
未払事業税	109百万円
投資有価証券等評価損	88百万円
その他	194百万円
繰延税金資産小計	1,239百万円
評価性引当額	△ 363百万円
繰延税金資産合計	875百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	5,642百万円
特別償却準備金	801百万円
固定資産圧縮積立金	412百万円
前払年金費用	121百万円
繰延税金負債合計	6,978百万円
繰延税金負債の純額	6,102百万円

上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債13,439百万円を固定負債に計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,298円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	59円04銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、所有する一部の建物の建築材料に石綿を使用しており、当該建物の解体時において、法令等の定めによる特別の方法で石綿を除去する債務を有しておりますが、当該債務に関連する建物の物理的使用可能期間に基づく撤去時期が明確でなく、当該石綿を除去するためのみにかかる費用を通常解体費用と区分して見積ることは困難であります。これらの理由から、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	洪 性禎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 潔	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイビル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイビル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

ダイビル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 洪 性禎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイビル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

ダイビル株式会社 監査役会

常勤監査役 西 □ 美 廣 ㊞

常勤監査役 堀 □ 英 夫 ㊞

社外監査役 田 中 宏 ㊞

社外監査役 森 本 宏 ㊞

(注) 社外監査役森本宏は、2018年11月1日社外監査役小西幹男氏の逝去により、当監査役会が法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなったため、同日、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期におきましては、国内外で事業が順調に推移したほか、持分法による投資利益の計上等が加わり、連結で期初の予想を上回る親会社株主に帰属する当期純利益を確保いたしました。

当社は、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保の充実を図りながら、業績の推移を踏まえつつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。配当性向(連結)につきましても、昨年4月に発表した中期経営計画で、当期から30~35%を目安として、安定的に配当することといたしました。

当期の期末配当ならびに剰余金についてのその他の処分につきましては、上記を踏まえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円50銭(前期と同額)

総額 1,224,579,678円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は1株につき20円(前期に比べ1円増配)、配当性向(連結)は33.4%であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月27日

2. 剰余金についてのその他の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における現在の地位	
1	その 園 べ とし ゆき 園 部 俊 行	代表取締役 社長執行役員	再任
2	なり 成 た じゅん いち 成 田 純 一	代表取締役 専務執行役員	再任
3	や 矢 だ たけ お 矢 田 豪 男	取締役 専務執行役員	再任
4	た 田 なか けん すけ 田 中 健 輔	常務執行役員	新任
5	おお 太 た たけ ひこ 太 田 威 彦	常務執行役員	新任
6	おお 大 い あつし 大 井 篤	取締役	再任 社外 独立
7	みや の や あつし 宮 野 谷 篤	—	新任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>その べ とし ゆき 園 部 俊 行 (1957年 5月21日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</p>	<p>1981年 4月 ジャパンライン株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>2009年 6月 株式会社商船三井 油送船部長</p> <p>2011年 6月 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. (現 MOL (Asia Oceania) Pte.Ltd.) Managing Director (2016年3月まで)</p> <p>2012年 6月 株式会社商船三井 執行役員 東南アジア統括</p> <p>2015年 6月 同社 執行役員 アジア・中東・大洋州総代表</p> <p>2016年 4月 同社 常務執行役員 グループ事業部、関西地区担当/国内物流事業推進担当</p> <p>2016年 6月 当社 取締役</p> <p>2017年 3月 株式会社商船三井 常務執行役員 退任</p> <p>2017年 4月 当社 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p>2017年 6月 代表取締役 副社長執行役員 営業開発本部長</p> <p>2018年 4月 代表取締役 社長執行役員 現在に至る</p> <p>株式会社商船三井は、当社の親会社であります。 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte.Ltd. (現 MOL (Asia Oceania) Pte.Ltd.) は、株式会社商船三井の子会社であります。</p> <p>【選任理由】 現在、代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、国内外の会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	12,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
2	なり た じゅん いち 成 田 純 一 (1958年4月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会 社商船三井）入社 2006年 6月 MOL（Europe）B.V. Executive Director 2008年 6月 株式会社商船三井 ロジスティクス事業 部長 2009年 6月 同社 常勤監査役 2011年 6月 当社 社外監査役 株式会社宇徳 社外監査役 2013年 6月 株式会社商船三井 常勤監査役 退任 当社 社外監査役 退任 株式会社宇徳 社外監査役 退任 当社 取締役 常務執行役員 経営・管理 本部長、経営戦略室長 委嘱 2014年 6月 取締役 常務執行役員 経営・管理本部 長、経営戦略室長 委嘱、内部監査室担 当 2016年 4月 取締役 専務執行役員 経営・管理本部 長、内部監査室担当、IR担当 2018年 4月 取締役 専務執行役員 管理部門管掌、IR 担当、人事部担当 2019年 4月 代表取締役 専務執行役員 財務・経理部 管掌、総務部、人事部、内部監査室担 当 現在に至る	15,500株
【選任理由】 現在、代表取締役専務執行役員として当社の経営を担い、経営管理、グループ経営、海外事業等に精通し、その豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">や だ たけ お 矢 田 豪 男 (1957年1月7日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>2006年 4月 東京開発部長</p> <p>2007年 6月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長 委嘱</p> <p>2008年 7月 執行役員 建設企画本部副本部長、営業開発本部副本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱</p> <p>2012年 6月 取締役 執行役員 建設企画本部長、建設企画部長、技術部長 委嘱</p> <p>2013年 6月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、建設・技術統括部長 委嘱</p> <p>2014年 6月 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長 現在に至る</p> <p>2016年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長</p> <p>2017年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当、営業開発本部副本部長（不動産開発室担当）</p> <p>2018年 4月 取締役 常務執行役員 建設・技術統括部担当</p> <p>2019年 4月 取締役 専務執行役員 建設・技術統括部管掌、システム室担当 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 ダイビル・ファシリティ・マネジメント株式会社 代表取締役社長</p>	27,500株
<p>【選任理由】 当社および当社グループにおいて長年にわたり、技術部門、営業開発部門、不動産開発部門およびビル管理事業等に携わり、不動産事業全般に関して豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">た なか けん すけ 田 中 健 輔 (1959年3月7日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1983年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社</p> <p>2005年 11月 MOL (Europe) B.V. Director & General Manager</p> <p>2006年 6月 株式会社商船三井 LNG船部LNG第三グループ グループリーダー</p> <p>2009年 6月 当社に出向 経営戦略室長 委嘱</p> <p>2010年 6月 執行役員、経営・管理本部副本部長、経営戦略室長委嘱</p> <p>2012年 6月 株式会社商船三井を退社</p> <p>2013年 6月 執行役員、営業開発本部副本部長、大阪営業開発部長委嘱</p> <p>2016年 4月 執行役員、営業開発本部副本部長</p> <p>2017年 4月 常務執行役員、営業開発本部副本部長（大阪営業開発部担当）、東京営業開発部長委嘱</p> <p>2018年 4月 常務執行役員 営業企画部、大阪営業部、東京営業部、不動産開発室担当</p> <p>2019年 4月 常務執行役員 営業企画部、大阪営業部管掌、東京営業部、不動産開発室担当、特命事項（八重洲ダイビル建替え、ブランド戦略）担当 現在に至る</p>	9,600株
<p>【選任理由】 営業開発部門および経営管理部門における豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、新たに取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	おお た たけ ひこ 太 田 威 彦 (1960年4月5日生) 新任	1984年 4月 大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社 2008年 6月 株式会社商船三井 IR室長 2013年 6月 同社 常勤監査役 2017年 6月 同社 常勤監査役 退任 当社 執行役員、経営・管理本部副本部長（経営戦略室担当）、広報室長委嘱 2018年 4月 執行役員 経営企画部、海外事業室担当 2019年 4月 常務執行役員 経営企画部、海外事業部担当、IR担当 現在に至る	2,100株
	【選任理由】 経営管理部門および海外事業部門における豊富な経験および高い見識を活かし、中長期的な当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、新たに取締役候補者としたものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">おお い あつし 大 井 篤 (1949年1月14日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1973年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省 1999年 9月 同省 資源エネルギー庁 公益事業部長 2001年 8月 経済産業省 大臣官房審議官 2002年 7月 防衛庁（現 防衛省）防衛参事官 2005年 8月 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事 2007年 9月 同行 理事 退任 2007年 10月 三井物産株式会社 顧問 2008年 4月 同社 執行役員 豪州三井物産株式会社 社長 2010年 4月 三井物産株式会社 常務執行役員 駐中国 総代表 2011年 4月 同社 常務執行役員 関西支社長 2014年 4月 同社 専務執行役員 関西支社長 2015年 4月 同社 顧問 2015年 6月 同社 顧問 退任 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長 現在に至る 2018年 6月 当社 社外取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 公益財団法人日本デザイン振興会 理事長</p>	0株
<p>【選任理由】 国内外で行政および会社経営を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
7	<p>みやのや 宮野谷 あつし 篤 (1959年4月3日生)</p> <p>【新任】 【社外】 【独立】</p>	<p>1982年 4月 日本銀行 入行 2010年 5月 同行 金融機構局長 2013年 3月 同行 名古屋支店長 2014年 5月 同行 理事・大阪支店長 2017年 3月 同行 理事・金融機構局、発券局、情報サービス局担当 2018年 5月 同行 理事 退任 2018年 6月 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 株式会社NTTデータ経営研究所 取締役会長</p>	0株
<p>【選任理由】 中央銀行等における業務を通じて培われた幅広い経験と知見を当社の経営に反映していただくため、新たに社外取締役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 田中健輔氏、太田威彦氏および宮野谷篤氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 候補者 大井 篤氏および宮野谷篤氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者 大井 篤氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において1年間であります。当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。
5. 候補者 宮野谷篤氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 田中 宏氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、森本 宏氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	会社における現在の地位			
1	たなかひろし 田中宏	監査役	再任	社外	独立
2	たえなかしげき 妙中茂樹	—	新任	社外	独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	たなかひろし 田中宏 (1956年12月9日生) 再任 社外 独立	1983年 4月 大阪弁護士会 登録 吉川綜合法律事務所（現 きっかわ法律事務所）入所現在に至る 2012年 6月 小泉産業株式会社 社外監査役 2015年 6月 当社 社外監査役 現在に至る 2018年 6月 小泉産業株式会社 社外取締役（監査等委員） 現在に至る 重要な兼職の状況 きっかわ法律事務所 弁護士 小泉産業株式会社 社外取締役（監査等委員）	0株
	【選任理由】	弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たえ なか しげ き 妙 中 茂 樹 (1961年9月10日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任] [社外] [独立]</p> <p>【選任理由】 公認会計士として幅広い実務経験と知見を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	<p>1985年 8月 青山監査法人プライスウォーターハウ ス大阪事務所 入所</p> <p>1988年 3月 公認会計士 登録</p> <p>1989年 10月 妙中幹男公認会計士事務所 入所</p> <p>1995年 6月 西本産業株式会社 (現 キヤノンライフ ケアソリューションズ株式会社) 社外監 査役</p> <p>2006年 1月 妙中茂樹公認会計士事務所 所長 現在に 至る</p> <p>2009年 6月 日本システム技術株式会社 社外監査役 現在に至る</p> <p>2018年 1月 当社 社外監査役 (仮監査役)</p> <p>2018年 1月 株式会社電響社 社外監査役 現在に至る</p> <p>2018年 6月 当社 社外監査役 (仮監査役) 退任</p> <p>重要な兼職の状況 妙中茂樹公認会計士事務所 所長 日本システム技術株式会社 社外監査役 株式会社電響社 社外監査役</p>	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 田中 宏氏および妙中茂樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者 田中 宏氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において4年間であります。
当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間の同契約を継続する予定であります。
当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認可決された場合は、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。
4. 候補者 妙中茂樹氏は、新任の監査役候補者であります。
同氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	候補者の 有する 当社の株式数
<p>もりもと ひろし 森本 宏 (1960年7月13日生)</p>	<p>1987年 4月 弁護士登録 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>1992年 1月 同法律事務所 パートナー</p> <p>1995年 6月 日本金銭機械株式会社 社外監査役 現在に至る</p> <p>2006年 3月 株式会社千趣会 社外監査役 現在に至る</p> <p>2008年 1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 現在に至る</p> <p>2013年 7月 北浜法律事務所 グループCEO 現在に至る</p> <p>2018年 11月 当社 社外監査役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 北浜法律事務所 グループCEO 日本金銭機械株式会社 社外監査役 株式会社千趣会 社外監査役</p>	0株
<p>【選任理由】 弁護士として幅広い実務経験と見識を有しており、これらを当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者としたものであります。上記の理由により、同氏は社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者 森本 宏氏は、本総会終結の時をもって当社社外監査役を辞任される予定であります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において8ヶ月間であります。
2. 同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
4. 当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を締結しております。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任限度額を法令が定める最低責任限度額とする契約を、改めて締結する予定であります。
5. 当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として改めて指定し、同取引所に届け出る予定であります。

社外取締役・社外監査役の独立性に関する基準

当社において、独立性を有する社外取締役および社外監査役とは、以下の各項目のいずれにも該当しない者とする。

1. 当社または当社のグループ会社（連結対象子会社）の業務執行者である者、または過去において業務執行者であった者。
2. 当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有割合が10%以上となる株主）である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間に於いて業務執行者であった者。
3. 当社またはグループ会社の主要な取引先である者、もしくは当社またはグループ会社を主要な取引先とする者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間に於いて業務執行者であった者。なお、主要な取引先とは、当社またはグループ会社と取引があり、その直近の年間取引金額が双方いずれかにおいて連結総売上高の2%以上である者をいう。
4. 当社またはグループ会社の主要な借入先である者。その者が会社等の法人である場合、その業務執行者である者、または過去3年間に於いて業務執行者であった者。なお、主要な借入先とは、当社またはグループ会社に借入があり、その直近の借入残高が、当社連結総資産の2%以上である者をいう。
5. 当社またはグループ会社の会計監査人またはその会計監査人の社員等である者、または過去3年間に於いて当該社員等として当社またはグループ会社の監査業務に従事した者。
6. 当社またはグループ会社から役員報酬以外に、過去3年間平均で、年間1千万円を超える金銭もしくはその他の財産を得ている弁護士、司法書士、公認会計士、税理士もしくはその他のコンサルタント等である者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
7. 当社またはグループ会社から、過去3年間平均で、年間1千万円を超える寄附を受けている者。その者が法人、組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
8. 当社またはグループ会社から、取締役を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者。
9. 当社の独立社外役員に最初に就任してから、8年間が経過した者。
10. 上記1.~8.に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役4名（社外取締役2名は含まない）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額63,900,000円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給額の決定は、取締役会にご一任したいと存じます。

以 上

MEMO

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

■会場

大阪市北区堂島浜一丁目3番1号

**ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間**

TEL 06-6347-1112

■会場までの交通

京阪中之島線「大江橋駅」
より 徒歩約3分

JR東西線「北新地駅」
より 徒歩約5分

地下鉄御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋駅」
より 徒歩約7分

地下鉄四つ橋線
「西梅田駅」・「肥後橋駅」
より 徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

